時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百九十六號
明治廿四年四月二十一日 火曜日 (丁丑)
舊暦辛卯三月十三日
(西暦一千八百九十一年)

時事新報の貧富論

近年商況の不景氣に付ては世論の喧しき所あれども要するに唯是れ一時の波瀾たるに過ぎず時節到來すれば自から定まる所に定まる可けれども**維新以來經濟社會の大勢に於て貧富の懸隔**は日々にますく甚だしく共運動測じからざるに似て影響する所は廣くして深し今日に之を論じて事の實際を知り以て將來の憂を豫防するは學者の言ふに勉む可き所あり時事新報は此に感あり**貧富論**と題して本月二十七日より凡そ二週日間の紙上に掲載し目下の形勢、貧富次第に相分かるゝ所以の原因、その勢の容易に留む可らざるの事情を詳にして**最終に聊か之を緩和して安寧を維持するの法**を論じ以て局を結ぶ可し

石版附錄ょ付投票募集

本社は社業の隆昌を祝し今度石版畫の一大附錄を發行して讀者に配布せんとするに當り共畫を本社の撰に由て定むるは興味薄ければ廣く讀者の好尚に問ふて之を定むる事とおしたり由て讀者は當今我國政治家中に付石版附錄の肖像とおすべき人一名を指定して來る廿五日までに本社に送付わりたし左すれば此投票の多數が衆名する何人なる被開票の上、來る廿七日の紙上に廣告し此政治家の肖像を石版附錄とおして來月中旬の新報に添へて讀者に配布すべし

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價ハ左ノ如シ

一ヶ月前金	一圓(郵税共)	七圓以上
一ヶ月	十二錢	十一錢

[illegible]

時事新報廣告料

[illegible]

月曜日并に大祭日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り[illegible]求めに應ずる場合には新報代價一箇月拾錢[illegible]にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費

時事新報

定期賣買の改正を望む

[illegible]

會社事業の困難も其本を糺せば[illegible]し此上は只目下の急を救ふの外なきを以て窃に當り株券の價格を維持するの一法として嘗て時事新報紙上に從來人民より官邊に差入るゝ身元保證金等を公債證書に限りたるを今後改めて確實なる會社の株券に限るとしするか或は二者同樣に通用せしむ可しと論じたる所の趣意を擴め更に定期賣買の約定に要する保證金の割合を公債も株券も同額に改正せんことを希望せざるを得ず

取引所場に於て定期賣買を約定するおとに課せらるゝ株券の税率は各約定代金高の萬分の六なるに獨り公債證書の税率を萬分の三即ち株券の半額に止めて取引の便利を厚くしたるは身元保證金等を公債に限りたると同じく公債證書に私して其價格を無理に維持するの意に外ならざる可し此計略果して有効なりとすれば今の時に當り株券の定期賣買税萬分の六を改めて萬分の三となし公債同樣に取扱ふときは或は幾分か會社事業の困難を救ふに足る可し吾輩は元來政府が獨り公債を愛して[illegible]の如く視るを喜ばざるものなれども今日[illegible]子等の不幸を憫むは事業成敗の岐路に達せざる者に當て所角の計畫を水泡に歸せしめんとするを傍觀に忍びざればなり況んや川上に堰を作りて深き淵を[illegible]と[illegible]も即ち其母が生の子を既に[illegible]する[illegible]の[illegible]に由りたるの事情なきに非ざるに於てをや[illegible]の中には[illegible]しきを[illegible]るより自[illegible]を待つの外なきものもある可しと雖ども基本[illegible]ある會社にてありながら[illegible]上の變化に由て困難の[illegible]に沈まんとするものも少なからず[illegible]論して會社の[illegible]たしむるため政府に向て間接の保護を[illegible]む者なり且其の[illegible]たるや敢て政府を煩はして哀を乞ふの保護に非ず唯財政の當局者が從來特に公債を愛したる其愛を割て株券に及ぼさんとするまでのことなれば定期賣買税改正の如きは明日にも實行に難からざる可し本來財政とは日本國の財政にして[illegible]國の一局部たる政府の獨不便のみを論ず可きに非ず一國の大計より見るときは公債も日本の公債にして株式も日本の株式なり兩者の間に何等の輕重あるや我輩の聞かんと欲する所なり

官報

○大藏省告示第十號

一六分利付金禄公債證書[illegible]二萬七千六百八十五圓
一七分利付金禄公債證書[illegible]八萬七千三百二十五圓

右ハ明治二十年(三月)大藏省告示第二十九號及明治二十二年(三月)同省告示第二十八號第二項ニ依リ二十三年十二月ヨリ二十四年三月マテニ[illegible]公債證書ト引換ノ[illegible]

[illegible]

二月ヨリ二十四年三月迄ニ引換ノ[illegible]六分以上利付公債證書ニ[illegible]

明治廿四年四月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

[illegible]

○農商務省令第七號

石油[illegible]

明治十四年(五月)甲第二十七號布達ハ廢止ス

明治廿四年四月二十日

[illegible]

雜報

○[illegible]

[illegible]